

令和3年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期 間

令和3年6月1日（火）～6月30日（水）の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！



運動の重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放

◆◆◆令和2年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死者（人）	負傷者（人）		件数（件）		死者（人）	負傷者（人）
		構成率（%）					構成率（%）		
鶴見区	167	30.7%	3	150	金沢区	156	29.8%	2	152
神奈川区	126	31.7%	1	116	港北区	163	31.0%	1	142
西区	63	28.1%	1	56	緑区	92	28.5%	3	76
中区	121	29.4%	0	109	青葉区	126	24.9%	0	113
南区	139	36.8%	0	129	都筑区	104	24.2%	0	92
港南区	124	28.6%	0	111	戸塚区	200	36.9%	1	182
保土ヶ谷区	175	42.9%	4	152	栄区	67	32.4%	0	61
旭区	202	36.3%	1	179	泉区	103	36.8%	0	95
磯子区	127	37.1%	1	113	瀬谷区	104	28.6%	0	96

横浜市全体	件数		死者		負傷者	
	全体を占める構成率		全体を占める構成率		全体を占める構成率	
	2,359件	31.9%	18人	37.5%	2,124人	25.1%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

1. 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。
2. 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。

警察

1. 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
3. 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
4. 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
5. 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
6. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の高揚を図ります。
2. 地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
3. 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

地域・家庭

1. 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
2. 家庭における交通安全の話し合いを奨励し、「交通安全ひとこえ運動」を推進しましょう。
3. 暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを家族で話し合いましょう。
4. 地域で暴走族追放大会等を実施して、暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

教育関係

1. 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。
2. みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

道路管理者・鉄道事業者

1. 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323